

第7回 横浜市障害者差別解消検討部会会議録	
日 時	平成27年7月21日（火）14時00分～16時18分
開催場所	市庁舎5階 関係機関執務室
出席者 (五十音順)	石渡委員、井上委員、内嶋委員、大野委員、大羽委員、神崎委員、佐藤委員、清水委員、鈴木委員、須山委員、中瀬委員、永田委員、奈良崎委員、浜崎委員、前沢委員、松島委員、山下委員、和田委員
欠席者	西川委員
開催形態	公開（傍聴者3人）
議 題	1 事例の公表について（報告） 2 前回までの事例の分類の確認について 3 市が行うべき取組について
議 事	<p>1 開会</p> <ul style="list-style-type: none"> ・出席状況報告 ・配付資料確認 ・傍聴者に関する報告 <p>2 議題</p> <p>(1) 事例の公表について（報告）</p> <p>(内嶋副会長) 事例の公表について、事務局から資料1の説明をしてもらい、説明後に、ご意見やご質問のある方に発言をお願いしたい。</p> <p>(事務局) (資料1について説明)</p> <p>(石渡会長) 資料1の報告について質問があればお願いしたい。</p> <p>(質問なし)</p> <p>(2) 前回までの事例の分類の確認について</p> <p>(石渡会長) 議題の2つ目、「前回までの事例の分類の確認について」に進みたい。事務局から説明をお願いしたい。</p> <p>(事務局) 前は、事例の分類に関して、事務局から分類の考え方等について何点か確認させていただいたが、本日は、次の議題の中でご意見が伺えると思うので、事務局からの確認事項、質問事項はない。</p> <p>また、前回、事例の分類作業を試みたものを参考資料1として配付させていただいた。その後、各委員からご意見等は寄せられていないが、前回までの分類について何かご意見等があればお願いしたいと思う。</p> <p>(石渡会長) 事務局から報告があったが、各委員から意見等があればお願いしたい。</p> <p>(特になし)</p> <p>これまでも丁寧に議論してきているので、本日はよろしいか。</p> <p>それでは、ここで、前回の最後に松島委員から提供のあった資料について、少し時間をいただきたいと思う。まず、松島委員から補足説明等</p>

があればお願いしたい。

(松島委員) 資料は私がこれまでに思ったことや、私たちが置かれている現状をそのまま書いたものである。今までの差別は、はっきりとしたあからさまな差別がほとんどだったと思うが、これからは、あからさまな差別でなくて、(する側の) 本人は差別の意識は全くなくて、差別をされる側の本人だけがとてもきついという差別が特に増えてくるのではないかと。相手は良いことをしていると思っているのに、こちら側だけが差別を受けたと思う。そうしたことが増えてくると思うが、その辺りはどのように扱っていったらよいのか。これから、もっともっと難しい差別が増えてくると思うが、どのように対処したらよいのか、皆さんに伺いたいと思ってこの資料を書いた。よろしくお願いしたい。

(石渡会長) 資料を読んで、こんなことを言う人がいるのか、まさしくあからさまな差別という表現であったが、障害者差別解消法が始まることで、まずはこうした差別が減っていくことを期待したい。また、難しい差別という表現であったが、善意で行っていることが実は当事者にとっては困ってしまう、障害のある人たちを追い詰めてしまう、そうしたことが増えていくのではないかと指摘であった。それに、どのように対処していったらよいのか意見を伺いたいということであるが、発言のある方はお願いしたい。

(和田委員) 資料の最初の方であるが、「ここに応募した人は少なからず差別を感じたのではないのでしょうか」とあり、私もそうであると思う。実は私の応募した事例があるが、場面の設定がよく分からないため、分類としてはどちらにも入らないに入っていた。でも、私はそのときの相手の視線、態度、口調から確実に差別されたと感じた。どの分類かということはあるが、私としては完全に差別を受けたと思った。差別に大きいも小さいも、強いも弱いもない。差別は差別ということに同感である。

(内嶋副会長) 善意による差別というのが厄介であるというのは、「善意」というオブラートに包まれていることがあるが、非常に厳しい言い方をすれば、この善意によって松島委員を助けた人の心の中に、上と下、つまり松島委員を自分よりも下に見て「してあげる」という気持ちがなかったか、私はそれが知りたい。なかったとすれば、本当に気の毒だなという感じであるが、例えば「いいから早く降りろ」という言い方は、同じ目線であれば「どうしたらいいですか」と聞いたかもしれないし、一生懸命理解しようとするかかもしれない。しかし、手助けをしようとしたその人には、松島委員の状況を理解しようという気持ちがあまり見られない。そこには、上からの目線で「してあげるのだから」ということがあり、これが「善意」に包まれると非常に厄介になる。このようなことが今後増えるであろうということは同感であり、あからさまに人を侮蔑するような差別は分かりやすく、排除するのもそれほど難しくないと、

自分が上に立って発言していることを意識しないで支援する、支援者が気を付けなければいけないことはこのことだと私は言われているが、どうしても人間は弱いので、人を下に見て自分が優位に立って気持ちよくなるとういうことがあるが、こういう心理状態から出てしまう支援や善意というのは、とても怖い厄介であり、やられた方は傷つく。自分はやはりそう見られているんだと感じてしまう。差別を考えると、この点はずしてはならない。仲間と話しているときに、差別はあってもよいのではないかという言い方をした人がいたが、それはない。区別と差別は違う。みんな違うので区別ということはあるが、差別は必ずと言ってよいと思うが、上下の関係に立つ。上下という関係性を意識してしまったら、人権擁護はあり得ない。このことが差別という面で顕著に現れるということ松島委員の資料で私は改めて気づかされたし、差別を受けている人はそのようにおっしゃっているのだと思う。

一方で、この部会での分類というのは、私たちがこうして一生懸命議論していることよりも、あまり理解が進んでいない方にも伝えていかなければならないため、ある意味で便宜上「分類」ということも行っているが、途中の過程と言っても過言でない。分かってもらっていない方々にどうやって分かりやすく伝えていくのかという中での苦しみの産物であると考えた方がよいと思う。そのため、完全なものではないし、妥協の産物とも言えるが、少なくとも私たち委員は、松島委員のこの苦しみをどう理解していくのかということを目指す。その途中の道筋で、他の市民の方にもこういうことがあることを分かっていたく過程において、部会でいろいろと検討して分類を行い、市民に提供していく。方法はこれが全てということではないが、みんな考えて分類をして伝えていくことも一つの手段であると思う。

(浜崎委員) 車椅子の会の中には、かなり自立している、何でもできる、会社に勤めているという人がおり、自分で車を運転して、自分で車いすを折り畳んで後ろの座席に入れるということを毎日繰り返している人もいる。第三者からはそれは大変なのだろうと見える。そこで手伝ってくれるのは助かることは助かるが、本人にとっては車いすを置く位置や向きが決まっている。手伝ってくれる人はその点は分からないため、気にせずに入れて置いてしまう。このようなことも善意であるが、困ってしまう、迷惑になってしまうことであると思う。気遣いは有難いが、そのことははっきりと「必要ない」と言わなければいけない。

必要、必要ないといったコミュニケーションは非常に難しいが、例えば、メッセージボードで脳性マヒの方々もヘルプが必要か必要でないか、伝える方法もあると思う。

(須山委員) 聞こえが悪い人たちに対しても、無知からくる有難迷惑な話し方がある。耳のそばで怒鳴るように大きな声で話されると、補聴器など

を使用している人はガングン響いてしまって話の内容が分からない。そういうことも、一般の人には分からないがために、昔からそういう話し方をした方がよいと思う人が多いのではないか。小さなことではあるが、一般の方に分かっていただくためには、聴覚障害のある人にはこう話した方がよいですよと、細かく示すことも大事である。また、聴覚障害の内容は一律ではなく、聞こえに大きな幅がある。手話でないと分からない人、少し大きな声で言えば分かる人、補聴器を使えば分かる人、補聴器は使っているが言葉の判別ができない人など。そのことも分かっていただく必要がある。そうでないと、有難迷惑になる場合がある。

(神崎委員) 先ほど内嶋副会長から話があった上と下、「してあげる人」と「してもらう人」。このような構造があるという前提からすると、いっぺんに世の中をこの法律一本で変えていくことはできないだろうと残念ながら思う。今、私が努力していることは、障害学に立った小学生、中学生に対する福祉講座をしようという取組である。視覚障害という医学的、生物学的な障害があるから障害者なのか。そうではなくて、その視覚障害をどのように障害でなくするのかという取組。それが無いが故に、それが無い社会であるために、目が見えない、見えにくいと困ることが多いのだと。目が見えない、見えにくかったら、どのような不便があるのかということを考えてみる。みんなも一人ひとり違いがあって、その一つには目が見える見えないがあるかもしれないし、聞こえる聞こえないがあるかもしれないし、食べ物の好き嫌いもあるかもしれないし、男女、背の高さ、これらの違いはあって当たり前。その当たり前の違いを医学的な障害があるから障害者というのではなくて、その人を不便に、不自由にさせない世の中をどうやってつくったらよいのか、それを一緒に考えてもらう講座である。そうした地道な活動をしていかないと、例えば冊子を作って事が足りるということではないと思う。もう少し長いスパンで考えていかないと、なかなか世の中は変わっていかない。長いスパンで考えていかないと変わらないと言うと、否定的な言い方になるが、私は時間をかければきっと変わっていくだろうと割と楽観的に考え、それで取組も行っている。松島委員や内嶋副会長の考えを聞いて、私が行っていることもそれほど間違っていないのかなと思った。

(奈良崎委員) できれば、差別禁止の何か冊子ができるときに、各障害ごとに、こういうときに配慮が必要であるとか、こういうことはお節介ですよとか、こういう配慮は良いですよとか、コメントを載せたらよいと思う。一般の人に分かってもらうために書くのもよいのではないか。

(佐藤委員) 内部障害は、外見上は分からない障害であるが、その前提でお聞きいただきたい。松島委員の資料を読んだり、皆さんのご意見を聞いたりしたが、私たち障害者の側が差別を受けるとか、そのような状態に追い込まれるということ。それはそのような行動をとってしまうのは健

常者の方々ということになると思うが、健常者の方々の大部分はおそらくあまり何も考えていないということなのだと思う。中には差別について考えている人もいるのは間違いのないところであるが、ほとんどの方は何も考えていない。善意で行っているということ自体も、深く考えることではなく、何となく反射的に体が動いているというのがほとんどではないか。聴覚障害のある方と話をするとき、私自身もうっかり大声を出してしまう、自動的にそうしてしまうということがある。ほとんどがそういうことではないかと思う。

それから、役所における対応の悪い事例については、そのほとんどは障害のある方への対応の良くない例であるが、実は健常者に対しても良くない対応があり、そのような状況なのではないか。

結論的に言うと、基本的には私たち側からすると、健常者の方に、あからさまな差別と、健常者が善意であったり無関心であったりして行っているさまざまなことが、違う意味で私たちにとって大きな差別になることをはっきりと分けて伝えていく必要がある。

(石渡会長) あからさまな差別とそれとは違う難しい差別、また、長いスパンで考えていく必要があるなど、貴重な意見があり、改めて課題が確認できたと思う。

(3) 市が行うべき取組について

(石渡会長) 議題の3つ目、「市が行うべき取組について」に進みたい。まず、資料2の「市への提言」の構成(案)について、事務局から説明してもらい、説明後にご意見のある方に発言をお願いしたい。

(事務局) (資料2について説明)

(巻末資料として、「差別的取扱いになり得る事例」と「合理的配慮として考えられる事例」の添付を想定。2と3は検討部会の議論をもとに事務局で案を作成した上で検討部会で審議。1は石渡会長、内嶋副会長に執筆をお願いしたいと考えている。)

(石渡会長) 事務局から説明があったが、各委員から意見があればお願いしたい。

(松島委員) 今までの話で少し引っかかった部分があるのでお話ししたい。

「適切な配慮の提供」であるが、「適切な配慮」が(市民の)皆さんにとって障害者だけの特別扱いとされてしまう可能性があると思う。私としては、当たり前の、健常者と同じように接してもらおうためのものであるが、「適切な配慮」が特別扱いということにならないか気になっている。

(石渡会長) 3の(1)の「適切な配慮」についてであるが、「適切な配慮」が障害者だけの特別扱いとなってしまうと、決して適切ではないということが起こり得るという意見であった。障害者権利条約の考え方からすると、他の者との平等を基礎としてということであり、松島委員は「当た

り前の」と表現したが、この点、きちんと踏まえていかなければならないことだと思う。

(奈良崎委員) この会議の資料は、知的障害者向けにも分かりやすい版を作ってくれている。提言については、一般の知的障害者も読む人がいると思うが、提言の原稿で内容が分からない部分はチェックをしてよいのかというのが1点。それから、この検討部会にはいろいろな障害の人がいるので、こういったことが合理的配慮になるということを書いたらよいと思う。また、「障害について」ということも入れてほしいと思った。

(石渡会長) 提言も分かりやすい表現を考えていかないといけない。また、障害の種別ごとに確認していただくことも必要であると思う。これまでも丁寧に議論をしてきており、大事であることも確認してきているが、障害の種別ごとの課題の違いなどについても、提言の中でどのように整理していくのか考えていかないといけない。

(事務局) 適切な配慮については、当たり前ということがきちんと伝わるような表現を案をまとめる上で考えていければと思う。分かりやすい表現ということについても、大事な部分であると思うので、全体を通してなるべく分かりやすい表現でということを考えていきたい。

(石渡会長) それでは、「市への提言」の内容の検討に入っていきたい。まず、事務局から説明をお願いしたい。

(事務局) (資料3、資料4、参考資料について説明)

(石渡会長) 資料3の①から一つずつ進めていきたい。区役所、市役所等における、障害のある方への窓口対応や電話対応についてであるが、はじめに障害種別ごとのご意見をいただき、その後にそのほかの委員からの発言をお願いしたい。なお、ご意見のない場合は、「ありません」と言っていただいで差し支えない。

(須山委員) 聴覚障害については、①電話は基本的に使用できないので、ファックスや電子メールでの対応をお願いしたい。②文章が苦手な人も多いので、送付した説明書類の理解の確認をしていただきたい。③早口で話さないでほしい。④あとは資料4に書いてあるとおりである。

(神崎委員) 視覚障害の立場からは、まず、①通知を送りましたとか、ホームページに載っていますという説明はやはり困る。その代わりに読み上げをすとか、説明をすとかしていただきたい。②あちら、こちらなどの指差しの言葉は分からない。具体的にあなたの右、左、後ろというように伝えてほしい。③絵、写真での説明の場合、それを見てということではできないが、その場合もなるべく具体的に教えてほしい。④例えば、区役所で証紙を買って来てくださいという場合、一緒に行きますから、又はよろしければお金をお預かりします(代行します)と対応してくれると助かる。⑤ここに署名をとる場合は、代筆をしていいですかと聞いてくれるとよいと思う。⑥区役所等を訪れた際は、どこに人がいるの

か、人の気配はしてもその人が職員であるかどうかは分からないため、視覚障害者からの声かけは難しい。その点を理解して職員から声をかけてほしい。この点は研修を行うことで改善されるのではないかと。⑦具体的なものに触れるとよく分かる。例えば、日常生活用具について、カタログ等は見ることができないので、実際に触れたり、体験ができるとよい。市に1か所のセンターでもよいと思うし、又は展示会場が区を巡回することなどでもよいと思う。

(浜崎委員) 車いすの関係では、①まず移動が難しい、車いすで役所に行くことも大変であることを理解してほしい。②また、誰かと一緒に住んでいればその人に頼むということもあるかもしれないが、一人暮らしの場合、何か用事があれば誰かに頼ればよいのではないかとされるかもしれないが、伝えられない情報(個人情報)もあり、郵便の投函なども頼むことは難しい。③一回一回いろいろと手続をするのは大変であり、なるべく一度で用事を済ませたいが、どこか総合的に対応してくれる所があるとよい。

(松島委員) ①時々、区役所の窓口に行くが、そのとき、私の姿を見るとソワソワされる職員もいる。そして、何を言っているのか分からないと他の職員に相談し、一人で来たのか、誰かと一緒に来ていないのかと聞かれることが多い。自分としては頭にくるが、そこは冷静になって、一人で来た、私の話を聞いてくださいと伝える。そこから話が始まるが、できれば、分かる人が窓口にいると障害者にとって良い。慣れていないせいなのか、ソワソワされると、こちらも来てはいけなかったのかと感じてしまうときがある。他の人と同じように接してくれると一番よいと思う。他に順番を待っている人や時間のこともあると思うが、ゆっくりと話を聞いてほしい。②電話の対応も同じである。時々、もう少し話の分かる人はいませんかと言われることがあるが、よく話を聞いてくれると有難い。

(佐藤委員) 内部障害は、今回の事例の応募も大変少ないが、障害を出さない、隠すことが内部障害者の基本的な行動パターンである。それが基でトラブルを招くことも結構あり、障害があることが後で分かって問題になる。区役所等の手続でもそういうケースがあると耳にしているし、仕事で隠していて障害があることが分かってクビになることもある。そのようなことが起こりやすい障害であると言えると思う。

(市への提言として) 市役所、区役所が取り組むべきことが並ぶことになると思うが、窓口の人の教育をしっかりと行ってほしい。事例等を通して、障害のある人が感じたこと、思ったこと、経験したこと、こういうことがあると障害のある人はこう感じてしまう、こう考えてしまうことなどをきちんと理解してほしい。その上で、「適切な対応がとれるように」となるが、これは普通の対応ができるようにということかもしれない。そうした

教育、トレーニングをきちんと行うことが、まず一番最初に取り組むことであると思う。

(奈良崎委員) ①年金等も含めて市からハガキ、手紙などが届くが分かりにくい。大抵はルビがない。ルビが少しあると助かる。②私も働いているが、区役所に電話をすると午後5時でテープが流れる。担当のワーカーにいつ会いに行けばよいのか。月に1回くらい、土日に区役所を開けていただき、担当のワーカーがいてくれるとよい。③役所に電話をかけると長時間待たされる。先週計ったら短くて6分、長いと15分も待たされた。携帯の料金もかかる。④役所に行くとき迷子になる。ワーカーが全部やってくれるとよいが、次は何番の窓口にと言われても迷ってしまう。

(永田委員) ①区役所、市役所へのお願いであるが、電話のときも、行ったときも説明を分かりやすくしてほしい。②耳の聞こえない人には手話で対応してほしい。

(井上委員) 障害の所で手続を全部まとめてできないかと思った。

(和田委員) ①子供が小学校に入る2年前に、突然、2年後の生活がどうなるのか非常に不安に駆られ、市役所の担当部署に相談したら、待っている間に電話口から「2年も前から心配しているんだって」と笑っているのが聞こえた。障害のこと以前の問題であるが、後から怒りがこみ上げて来て電話をした。役職の方から電話があったが、「心配するのは当然ですよね」などと言われても呆れてしまった。②精神障害の場合、急に頭が真っ白になって固まってしまうことがある。しかし、勝手に話が終わったと思わないでほしい。眼科に行った際、先生に聞きたいと思っていたことがあったが、固まってしまう、待合室で待つように言われたが、その後に言われたのは次の通院日のことだった。結局、聞きたいことが聞けずに終わってしまった。勝手に話が終わったことにはしないほしい。

(山下委員) 発達障害は、聴覚障害や知的障害、精神障害などと重複する点もあるが、①話を聞くのが苦手。分かっているようで分からないことが多く、何が分からないのか分からないこともある。説明はゆっくりと理解を確認しながら進めてほしい。確認するのが恥ずかしかったり、分かったフリをしてしまうこともあるので、話が伝わっているか、理解しているかを丁寧に確認してくれると有難い。②口頭だけ、文字だけでは理解が難しい人もいるので、視覚情報の資料がある場合はそれを使って説明してほしい。ない場合も、なるべく紙に文字や図や絵を書いて話をしてくれると助かると思う。場合によっては、やりとりを記録した文書、メモを持ち帰ることができるなど、視覚情報でやりとりが残ると分かりやすく良い。③何回電話しても担当のワーカーがなかなか捉まらない。担当する人数のことなどもあるかもしれないが、そのことで進めたい手続が1か月、2か月先になってしまうこともあったので、何とかなると

よいと思う。何回も電話するのも大変である。

(石渡会長) そのほかの委員で意見のある方はお願いしたい。

(清水委員) 知的障害の親の立場から話をしたい。知的障害者には分かりやすい言葉で話す、ルビをふるも大切であるが、最重度だと言葉自体がよく分からない。しかし、視覚情報は伝わりやすく、視覚障害者とは逆の対応と言えるが、コミュニケーションボードによる指差しなどは有効である。

(鈴木委員) 当事者の委員の方々の話を聞いて、なるほどと思うところが多々あった。①具体的な配慮を行っていく上で、部門を超えた全庁的な取組を是非していただきたいと思う。もちろんそう考えられていると思うが、障害のある方が来たらすぐ福祉の部門ということではなく、障害のある人の生活を支えるあらゆる部門が、どの職員が対応しても凸凹のないように対応してほしいと思う。②それから時間外の対応についてであるが、例えば手話通訳を配置する場合、平日の通常の執務時間はOKだが、そのほかは対応できないということではいけない。費用の問題等はあるが、今回の法律はそのような配慮を求めるものであるので、曜日や時間に制約のない、切れ目のない対応を考えていただきたい。③職員の教育のことであるが、個人の努力だけではなく、システムとして教育していく必要がある。仕組みとして整えていただきたい。

(石渡会長) それでは、次の②に進みたい。区役所、市役所等の通知や説明書類、申請用紙など、書類の関係である。先ほどと同じように、はじめに障害種別ごとのご意見をいただき、その後にそのほかの委員からご意見をいただきたい。

(須山委員) 資料3の②にあるとおり、分かりやすい表現・ことばを使う、ルビをふる、分からないことがある場合の問合せの窓口の記載くらいかと思う。なお、問合せ先にはファックス、電子メールを忘れずに記載していただきたい。

(神崎委員) ここが私たちにとって一番のポイントである。少し長くなるが、お時間をいただきたい。①選挙公報のこと。国と地方の議員で必ず出さなければならないものなのかどうかの法律上の違いはあるが、市、県の選挙管理委員会も選挙公報を出している。ところが、視覚障害者にも一律の一般のものしか来ない。実際には、横浜市選挙管理委員会がボランティアの力を借りて、ボランティア団体が把握している名簿の範囲内で点字版や音声版を送ってくれる。ただし、公職選挙法では候補者が提出したものと同一でないといけなくなっているため、それらは選挙のお知らせの扱いである。ここは非常に大きな問題であると思っている。参政権を行使するための大事な資料である選挙公報が来ないというのはおかしい。しかし、公職選挙法では候補者が提出したものと同一でないといけなくなっており、候補者が点字版や音声版の原稿を提出していな

いからそれはできないとなっている。障害者権利条約を批准した我が国としては、条約は法律の上位にあるので、条約からすると、法律の方が改正されるべき状態にあると考える。②横浜市の災害時の要援護者支援事業。該当の障害者に市から手紙が来て、返事がないと個人情報地域が地域の町内会に提供されると書いてあるそうである。しかし、私はその手紙は読めない。だから返事はできない。そうすると、仮に私が町内会に個人情報を提供したくなくても提供されてしまう。これも大きな問題である。そのことを区に伝え、ケースワーカーから該当者に説明し、その場で返事を聞いてくださいとお願いしたが、区役所なりの事情もいろいろあって実現はしなかった。通知が来たら隣の人などに読んでもらってくださいねと区の人に気軽に言われることもあるが、そうはいかない内容のものもあるだろう。ボランティアも守秘義務は課されていない。また、普段お世話になっている近所の人との関係で遠慮をしてしまうこともあるだろう。10月になるとマイナンバーの通知が来るようだが、これもまさしく個人情報。隣の人に読んでもらうものでもない。これをどうしていくのかという課題がある。

書類というのは、視覚障害者にとっては、読んでほしいけれど読まれたくないという部分がある。選挙公報については、国に対して市として意見を出す必要があると思う。市としてできることは、個人情報が盛り込まれているものについては、点字を読める人は1割しかいないので、封筒に点字で「重要な書類が入っています」とアリバイ的に表示するのではなく、どの人にはどういう媒体で発出すればよいのか、横浜市はきちんと把握し、文書を発出するときにはその名簿を確認し、点字にするとか、拡大文字にするとか、白黒反転文字にするとか、電子データ化するとか、電話にするとか、その人に応じた媒体に変換して伝えていくことをしないとけない。そうしないと、本人のプライバシーを守ることはできないし、本人の意図を汲むこともできない。早急に改善してほしいと思う。すぐできることとしては、例えば、手帳交付の際に情報提供の媒体の希望を聞くなどして、情報を積み上げていくことはできるのではないかと。私は本当は横浜市に視覚障害者の公文書情報提供サービスセンターといったものをつくってほしいと思っている。しかし、それはそう簡単にできることではないので、まずは公文書を読める資格を作って、その資格者を養成してほしい。視覚障害者に公文書を読み書きする資格を作り、守秘義務も課してその人を登録するセンターをつくってほしいと思う。そうすれば、個人情報も漏れずに対応できるのではないかと。そして、そのためには、単なる要望ではなく、条例化するとか、法律を変えるための行動をとるとかが必要。結局のところ、条例化までいかないと実現しないのではないかと。条例化を検討する中で、必要性や優先度、実施時期などを考えていくのがよいのではないかと考えている。

(浜崎委員) 車いすの方の中には頸椎損傷で手の機能に障害のある方がおり、書類によっては本人の記載でないといけないというものもあると思う。その点を検討してほしいと思う。

(松島委員) 脳性マヒの場合も、①本人の記入が大変困難で代筆を認めることをやっていただきたい。②中にはどうしても代筆ではダメで、本人の記入が必要という書類もあるが、書けない人の場合はどうしたらよいか、はっきりと明記していただきたい。③時々、通知や書類で、専門用語がつつら書かれていて、内容がよく分からないことがある。もっと簡単な表現、一般的な言葉に変えてほしいと思う。

(佐藤委員) 内部障害としては、書類の関係は特にない。なお、横浜市ホームページのことであるが、なかなか使いづらい。事例の公表もすぐに見つからなかった。公表である以上はすぐに見つけられるようになっていないといけない。慣れていない人には見つからないと思い、気になった。これからホームページに載せていくものもあると思う。ずっと常態として事例のことがすぐ分かるようにすることにはならないが、公表から一定期間はすぐに目に付くようにするなど、きめ細かくしていく必要がある。

(奈良崎委員) ①市役所等の会議で、事前に資料が作られる前から私は作業に入りたいと思う。資料が郵便で来る前に、私たちはこういう言葉が分からないと打合せもしているが、なんでこういう資料になるのかなと思う。時間も余裕もないと思うが、本当は違うのかなと思う。権利条約に私たちのことを私たち抜きで決めないでほしいとあるが、毎回資料が見にくい。誰のための資料か考えてほしい。②最近横浜は私がわがままを言って〇×であるが、国は赤・黄・青の3種類である。それらのカードは私たちに聞く前に日本のルールとして使ってほしい。私はよく国際インクルージョンの会議に参加させてもらおうと、わざわざ私に使うかどうか聞く前に茶封筒に入っていることが多い。③会議資料の郵便が遅い。作られているのであれば、宿題や流れを早めに知りたいので、改善してほしいと思う。

(永田委員) まだ分からないこともたくさんあるので、分かりやすい版を作してほしいと思う。

(井上委員) 市のホームページを見てみたが、QRコードとか、携帯でも見れた方がよいのではないか。

(和田委員) ①主人はもし書類を間違えて提出したら問合せが来るよという人であるが、私は分からないまま書くことはすごく怖い。よって、例にある問合せ先の記載は必要である。②これは障害種別に関わらないかもしれないが、申請用紙等で、私が記入するところを鉛筆で書いてくれると助かる。この点をお願いしたい。

(山下委員) 例にあるとおり、分かりやすい表現・ことばを使う、ルビをふ

る、分かりやすい版を別に作成する、問合せ先を記載することは必要である。また、文字以外の情報があった方が分かりやすい場合もある。また、和田委員からあったように、記入するところを鉛筆で書いてくれると助かる。分かりにくいものが多く、理解するのが大変であるので、分かりやすく分かりやすくお願いしたい。

(石渡会長) 当事者の方と行政が協力して作っていくということもあるかと思う。

それでは、そのほかの委員からお願いしたい。

(大野委員) ①代筆のことは、是非、書けない方の代筆は認めることにしていただきたいと思う。法律的にも本人の承諾があれば代筆は可能であるが、書類を受け取る側とすれば、本人がお願いしたものかどうか分からない、何かあったら困るということであると思う。しかし、代筆者も署名押印をすとか、重要なものについては立会人を設け、その人も署名押印するなどの選択肢はあると思うので、改善できればと思う。②書類について、話や視覚情報だけでは分かりにくいという話があったが、配慮の一例としては、例えば、重要なことは説明会を設けるということもある。これまでもあったと思うが、一つの配慮であると思う。

(神崎委員) 補足をしたい。佐藤委員からホームページの話があったが、ホームページは上手く使うと、私もパソコンで横浜市のホームページに書いてあることが、皆さんは画面を見て、私たちは音を聞くことで知ることができる。よって、ホームページは大事なものであるが、画像データになっているものは（パソコンで）読んでくれない。簡単に言うと PDF ファイルは音声にならない。職員の方がワードを作成した文書を PDF にしていると読んでくれない。一般市民向けにはあまりないかもしれないが、市への申請書類の様式に PDF があると私には分からない。よって、ダウンロードして使うものについては、PDF がいけないわけではないが、ワード等のものも併せて掲載してほしいと考えている。

先ほど公文書を読み書きする資格者の養成についてお話をした。ただ普通に読めばよいと思うかもしれないが、公の、役所の文書は何度読んでも分かりにくい。内容が分からない人に読んでもらってもこちらも頭に入らない。表題をまず読む、表はこう読むなど、公文書には読み方がある。よって、素人でも読めるというものではなく、専門知識、技術が求められる。そういう意味で、公文書の読み書きをしてくれる人を積極的に養成してほしいという趣旨である。

(須山委員) 文書以外の③のことであるが、聴覚障害者にとっての会議の開催や講演会等のイベントの開催についてである。例にあることは非常に大事であるが、これ以外に、会議等の際の要約筆記の関係であるが、間で10分程度の休憩を入れてほしいと思う。私も目が疲れてしまうし、要約筆記をする人も目を休める必要がある。この点を考えてほしい。

また、磁気ループの準備をお願いしたい。補聴器を付けている人が話をしている人の声を鮮明に聞くことができる。

⑥の啓発についてであるが、小・中学校の道徳の時間に、障害者の体験談であるとか、障害についての話を聞いてもらうという時間をもっと増やしてもらう必要があると思う。

(石渡会長) 休憩は次回からとりたいと思う。予定時間を過ぎているが、③以降について、各委員から本日どうしても言っておきたいことはあるか。

(和田委員) ③について、イベントや講演会があるときに、私は行き方をすごく調べる。初めての所は怖いので、できれば、会場までの分かりやすい地図やアクセス方法を載せてほしい。また、イベント等についても、分からないことの間合せ先を示してほしい。

(浜崎委員) ③の会議を行う場所についてであるが、会場の場所がビルの4階でエレベーターがなかったことがあった。車いすの人が出席する会議の設定に当たっては、駐車場、トイレ、エレベーター等に配慮をお願いしたい。

(神崎委員) 質問である。合理的配慮という言葉や、適切な配慮、配慮という言葉が資料にあるが、言葉の意味は異なるのか。

(事務局) 元々は法律上の「合理的配慮」という意味であったと思うが、これまでの検討部会での議論の中では、法律を超えた部分についてのご意見も出ていると思われるので、事務局としては、「適切な配慮」は法律上の合理的配慮をベースとしつつ、それを超えた意味であると理解している。検討部会でご意見があれば伺いたいと思うが、現時点での理解はそのように捉えている。

(鈴木委員) 本日の①と②の項目だけでもこれだけ時間がかかっている。それだけ配慮することが多いということであると思う。また、この議題の設定からすると、おそらく市として任意である自治体対応要領を作成していくということであると思うし、職員の服務規程にも反映されることになるのではないかと考えている。そうであれば、職員対応要領等ができてよかったということだけでなく、モニタリングが絶対必要である。障害のある方々やご家族の方々の声が常に反映され、職員対応要領の内容が変えられるという仕組みを是非つくっていただきたいと思う。その前段階として、今日の意見交換を個別の聞き取りでも結構なので、最後まで全うしていただきたいと思う。

(石渡会長) それでは、本日はここまでとし、今後の進め方について事務局から説明をお願いしたい。

(事務局) それでは、資料3の③から⑦については、事務局から改めてご意見の提出についてご連絡をさせていただく。8月5日か6日くらいまでにご意見を提出していただくことでご協力をお願いしたい。直接口頭で伝えたいとのご希望があれば、そのように対応させていただくので、

	<p>事務局までご連絡いただきたい。</p> <p>3 その他（連絡事項等）</p> <p>（事務局） 次回の開催予定であるが、予定どおり、8月20日（木）午前10時から12時まで。場所は本日と同じ市庁舎5階会議室である。</p> <p>次回も「市への提言」の内容の検討となる。本日の残りの部分と「事業者が取り組むべきこと」、「市民に取り組んでほしいこと」がテーマとなる予定である。議題は会長、副会長と相談させていただきたい。</p> <p>なお、本日の議論をもとに、事務局で提言の案の作成は始めていきたいと思う。事例の分類についても作業は継続していきたい。</p> <p>（石渡会長）その他、各委員から何かあればお願いしたい。</p> <p>（特になし）</p>
<p>資 料</p> <p>・</p> <p>特記事項</p>	<p>資料1 事例の公表について（報告）</p> <p>資料2 「市への提言」の構成（案）</p> <p>資料3 「市への提言」の記載内容の検討</p> <p>資料4 これまでの検討部会での意見等</p> <p>参考資料 松島委員提供資料</p>